

BTMU CHINA WEEKLY

JANUARY 11TH 2017

〔年頭ご挨拶〕

平素より三菱東京 UFJ 銀行をお引き立て賜り、洵にありがとうございます。
年頭にあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

2016 年の国際社会は、英国の EU 離脱決定、米国のトランプ次期大統領誕生をはじめ、世界の耳目を集める出来事が相次ぎ、グローバリズムの潮流に変化の兆しが現れた年でした。こうしたなか、中国は、世界第 2 位の規模を有する GDP が既に日本の 2 倍以上にも達し、世界最大の市場規模を誇る自動車の販売台数は昨年 2,600 万台を超え、10 月には人民元の SDR 構成通貨入りを果たすなど、グローバル経済におけるプレゼンスを一段と高めた年でした。

また、2016 年は中国の第 13 次 5 カ年計画の初年度にあたり、2020 年までの「小康社会（いくらかゆとりのある社会）」の実現に向け、供給側改革、イノベーション振興、環境改善等の政策推進の下、E コマース、インターネットプラス等のニューエコノミーの発展に牽引され、消費・サービス主導型経済への構造転換が進むなか、昨年中国の経済成長は政府目標の 6.5～7.0%を達成したものと見られています。こうした中国経済の変化と発展は、日本企業の新たなビジネス・チャンスに繋がるものと期待されます。

斯かるなか、昨年、弊行は中国現地法人の三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司傘下に福州支店(2 月)、蘇州常熟出張所(8 月)を開設し、現在は同傘下に杭州支店開設の準備も進めており、同店開設後は中国大陸内全 21 拠点にてサービス拡充を図って参ります。

また、弊行中国現地法人では人民元建て貿易決済と投資を促進するための中国の新決済システム(CIPS)への接続を開始したほか、人民元の国際化進展に伴うアジアや欧州、南米における人民元の利用拡大を踏まえ、お客様の人民元建て調達運用ニーズに機動的に対応出来る体制も整えて参りました。

本邦に於いては中国をはじめアジア、欧米の最新情報のメール配信、各種セミナーの開催等により、貴社のグローバルビジネスにおける戦略策定にお役に立つ情報のご提供に努めております。邦銀随一の歴史とグローバルネットワークを有する弊行並びに弊行グループを今後も一層ご活用頂ければ幸いです。内外拠点一体となってお客様のビジネスをご支援申し上げて参ります。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

三菱東京 UFJ 銀行
執行役員 国際業務部長
小川 浩一

■ WEEKLY DIGEST

【産業】

- 排ガス規制 新「国 6」基準発表 2023 年までに段階的に導入
- 介護サービス市場における外資参入奨励

【経済】

- 12 月の製造業 PMI 指数 前月より 0.3 ポイント下落の 51.4
- 2016 年第 4 四半期の景況感 企業・銀行部門ともに引き続き改善

【金融・為替】

- SWIFT 11 月の人民元決済通貨シェア 世界第 5 位に上昇

■ RMB REVIEW

- 元高は一時的なものに

■ EXPERT VIEW

- OEM 製品における商標権侵害

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆排ガス規制 新「国 6」基準発表 2023 年までに段階的に導入

中国環境保護部と中国質量監督検閲検疫総局は 12 月 23 日、「軽自動車汚染物質排出規制値及び測量方法(中国第 6 段階)」(公告 2016 年第 79 号)を発表。従来に比べ一段と厳しい排ガス基準の「国 6」^(注 1)基準を 2020 年から 2023 年までに 2 段階に分けて導入することを明らかにした。中国の大気汚染が深刻化する中、政府は排ガスの規制強化を加速している。

環境保護部の説明によると、新「国 6」基準は欧米の先進規制を取り入れながら、中国独自の環境改善要求を考慮した斬新なもので、欧州の「欧州 6」基準よりも厳しく、米国の「Tier3」基準の 2020 年平均規制値に相当する世界で最も厳しい基準の 1 つになっている。

中国は現在、全国で「国 4」基準を導入しており、一部の地域では「国 5」基準を先行導入している。「国 5」基準に比べ「国 6」基準では排出規制値を約 40%～50%厳しくしたほか、これまで異なっていたガソリン車とディーゼル車の規制値を統一した。また、車両の排ガス測定について、世界統一試験基準である WLTC^(注 2)の採用に加え、公道での実測を初めて義務付けた。さらに、ORVR^(注 3)燃料蒸気回収装置の取り付けを求め、給油時の燃料蒸発対応策を強化した。

「国 5」から「国 6」への基準変更に伴い、車両製造のコスト上昇が予想され、環境保護部の試算によると、軽型ガソリン車 1 台当たり約 1,200 元の増加、軽型ディーゼル車 1 台当たり約 4,000 元の増加が見込まれる。但し、コストの上昇は自動車部品産業の技術革新により抑えられる可能性があるとも指摘した。

なお、「国 6」基準の実施時期について、車両メーカーの準備期間と大気汚染の深刻度を考慮し、2 段階での導入を決定した。具体的には、排出規制値を「国 6a」と「国 6b」の 2 種類に分け、中国市場で販売、登録される全ての軽自動車に対し、2020 年 7 月までに「国 6a」基準を、2023 年 7 月までに「国 6b」基準を充足するよう求めた。

(注 1) 中国の軽自動車の排ガス基準は欧州基準をベースに制定され、2001 年に初めて「軽自動車汚染物質排出規制値及び測量方法(中国第 1 段階)」即ち「国 1」基準が発表・実施され、その後、規制値は段階的に厳しくなっている。

(注 2) WLTC: Worldwide harmonized Light duty driving Test Cycle (乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験サイクル)。国連の欧州経済委員会が主導で推進する自動車の世界統一試験方法。

(注 3) ORVR: Onboard Refueling Vapor Recovery (車搭載型給油時蒸気回収装置)。

◆介護サービス市場における外資参入奨励

国务院弁公庁は 12 月 23 日、「介護サービス市場を全面的に開放して介護サービスの質を向上させることに関する若干の意見」を発表した。中国の介護サービス産業が拡大する一方で、市場の潜在需要が十分引き出されておらず、加えて高齢化の進行と国民の生活レベルの向上に伴い多様化した介護サービスが求められるようになってきていることを受け、2020 年までに介護サービス市場を全面的に開放し、介護サービスの質的改善を図る方針を明らかにした。

外資の参入に関しては、営利目的の介護施設の設立を奨励すると同時に、非営利性介護施設の設立も奨励し、地場資本と同等の優遇政策を適用するとしている。

その他の具体的な方針については、①他地域の投資家が介護サービスを提供する場合、現地の投資家と同等の待遇を受けられるようにする、②介護施設の設立申請における合理的ではない事前審査認可を取り消し、審査認可手続きを簡素化する、③公営介護施設の民営化を進め、2020 年までに公営介護施設が現地の介護施設に占める割合をベッド数で 50%以下に抑える、④インターネット、クラウドコンピューティング、ビッグデータ等と介護サービスを結びつけ、高齢者の健康管理や生活に役立つアプリ等を設計、開発する、⑤金融機関による高齢者向け財テク商品や保険商品の開発をルール化し、高齢者の金融サービスのニーズを満たす、⑥経済的に困窮している高齢者に対する健全な補助金制度を確立する、等を挙げている。

【経済】

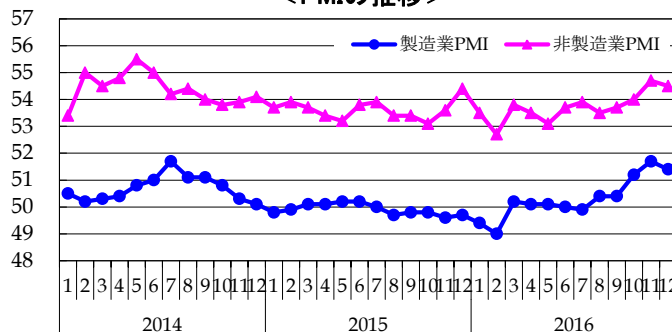
◆12月の製造業PMI指数 前月より0.3ポイント下落の51.4

国家統計局、中国物流購買連合会の1日の発表によると、12月の製造業PMI指数は前月比▲0.3ポイントの51.4と、若干下落したものの、5ヶ月連続で景況感の分岐点となる50を上回った。生産と需要が安定的に増加し、需給関係がより改善していることや、元旦と旧正月を間近に控え、食品・酒類・茶・タバコ・医薬品・自動車等一部の消費財製造業のPMIがいずれも53.0を上回ったこと等を要因に挙げている。

主要項目別では、生産高指数が前月比▲0.6ポイントの53.3、新規受注指数が前月から横ばいの53.2、輸入指数が同▲0.3ポイントの50.3、新規輸出指数が同▲0.2ポイントの50.1と、下落傾向が見られたものの50以上を維持した。一方、今後の景況感動向を示す生産経営活動期待指数は前月比▲6.0ポイントの49.5と大きく下落し、約1年ぶりに50を下回った。また同局は、最近一部分野の原材料価格と物流コストが上昇を続けており、企業の経営コストに対する圧力が増加し続けている点も指摘した。

なお、12月の非製造業PMI指数は前月比▲0.2ポイントの54.5と、4ヶ月ぶりに下落した。

＜PMIの推移＞



(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

＜製造業PMI指数の主要項目の推移＞

2016年	製造業 PMI 指数	生産高 指数	新規 受注 指数	新規輸出 受注指数	輸入 指数	雇用 指数	生産経営 活動期待 指数
1月	49.4	51.4	49.5	46.9	46.4	47.8	44.4
2月	49.0	50.2	48.6	47.4	45.8	47.6	57.9
3月	50.2	52.3	51.4	50.2	50.1	48.1	62.6
4月	50.1	52.2	51.0	50.1	49.5	47.8	60.3
5月	50.1	52.3	50.7	50.0	49.6	48.2	55.9
6月	50.0	52.5	50.5	49.6	49.1	47.9	53.4
7月	49.9	52.1	50.4	49.0	49.3	48.2	55.3
8月	50.4	52.6	51.3	49.7	49.5	48.4	58.2
9月	50.4	52.8	50.9	50.1	50.4	48.6	58.4
10月	51.2	53.3	52.8	49.2	49.9	48.8	58.5
11月	51.7	53.9	53.2	50.3	50.6	49.2	55.5
12月	51.4	53.3	53.2	50.1	50.3	48.9	49.5

(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

◆2016年第4四半期の景況感 企業・銀行部門ともに引き続き改善

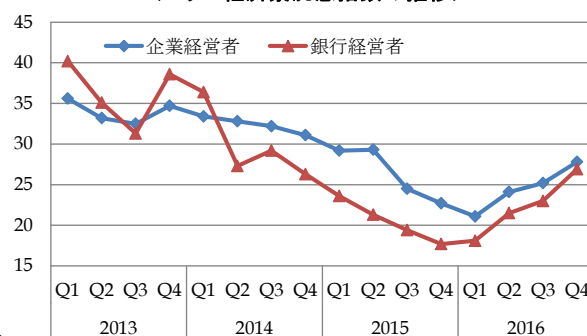
中国人民銀行は12月29日、企業、金融機関、都市部預金者を対象とする2016年第4四半期の景況感アンケート調査結果を発表した。企業部門は3期連続、銀行部門は4期連続の改善となった。

企業経営者のマクロ経済景況感指数は前期の25.2から2.6ポイント上昇して27.8となった。足元の景気について、「冷え気味」と感じる人の割合は前期の50.9%から46.2%に減少した一方、「中立」と感じる人の割合は、前期の47.8%から52.0%に増加した。

銀行経営者のマクロ経済景況感指数は前期の23.0から3.9ポイント上昇して26.9となった。足元の景気について、「冷え気味」と感じる人の割合は前期の54.7%から47.3%に減少した一方、「中立」と感じる人の割合は、前期の44.6%から51.7%に増加した。

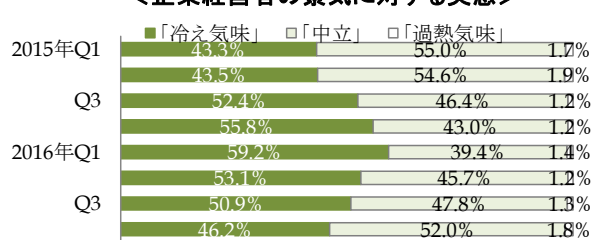
また、預金者の足元の住宅価格に対する実感については、「高すぎて受け入れ難い」と感じる人の割合が前期の53.7%から52.7%に減少し、今後3ヶ月以内に住宅購入を予定する人の割合も前期の16.3%から20.1%に増加した。

＜マクロ経済景況感指数の推移＞



(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

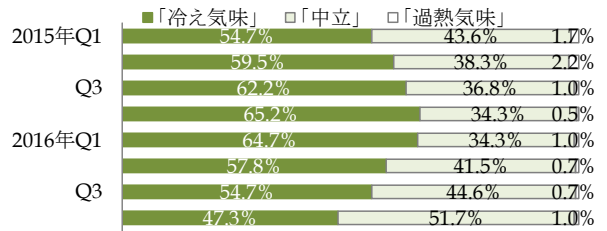
＜企業経営者の景気に対する実感＞



(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

なお、預金者が今後 3 ヶ月以内に最も支出を増やしたい上位 7 項目(複数回答)として、①旅行(26.9%)、②高額品(25.5%)、③教育(24.5%)、④医療保健(20.9%)、⑤不動産購入(20.1%)、⑥交際・文化・娯楽(17.5%)、⑦保険(13.8%)が挙げた。

＜銀行経営者の景気に対する実感＞



(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

【金融・為替】

◆SWIFT 11 月の人民元決済通貨シェア 世界第 5 位に上昇

国際銀行間通信協会(SWIFT)の 12 月 15 日の発表によると、11 月の世界通貨取引ランキングで、人民元決済額の取引シェアは前月の 1.67%から 2.00%に拡大し、順位は前月の世界第 6 位から第 5 位に上昇した。

＜通貨別取引シェアランキング＞

順位	上段: 通貨名 / 下段: 取引シェア														
	2013年		2014年		2015年		2016年								
	1月	1月	1月	8月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	EUR	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
	40.17%	38.75%	43.41%	44.82%	42.96%	41.40%	43.09%	41.92%	41.68%	40.97%	41.30%	42.50%	41.08%	40.55%	41.07%
2	USD	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
	33.48%	33.51%	28.75%	27.20%	29.43%	31.47%	29.83%	30.69%	31.31%	30.82%	31.31%	30.17%	31.24%	32.26%	31.55%
3	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP	GBP
	8.55%	9.38%	8.24%	8.45%	8.66%	8.78%	8.00%	8.40%	7.87%	8.73%	7.85%	7.53%	7.77%	7.61%	7.38%
4	JPY	JPY	JPY	CNY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
	2.56%	2.49%	2.79%	2.79%	3.07%	3.16%	3.27%	3.24%	3.16%	3.46%	3.42%	3.37%	3.53%	3.38%	3.38%
5	AUD	CAD	CNY	JPY	CNY	CNY	CNY	CAD	CAD	CAD	CNY	CNY	CNY	CAD	CNY
	1.85%	1.80%	2.06%	2.76%	2.45%	1.76%	1.88%	1.83%	1.91%	1.96%	1.90%	1.86%	2.03%	1.82%	2.00%
6	CHF	AUD	CAD	CAD	CAD	CAD	CAD	CNY	CNY	CNY	CAD	CAD	CAD	CNY	CAD
	1.83%	1.75%	1.91%	1.79%	1.74%	1.73%	1.85%	1.82%	1.90%	1.72%	1.81%	1.72%	1.90%	1.67%	1.82%
7	CAD	CNY	CHF	AUD	CHF	CHF	AUD	AUD	AUD	AUD	CHF	AUD	AUD	AUD	AUD
	1.80%	1.39%	1.91%	1.60%	1.63%	1.52%	1.59%	1.56%	1.68%	1.55%	1.60%	1.67%	1.57%	1.64%	1.73%
8	SGD	CHF	AUD	CHF	AUD	AUD	CHF	CHF	CHF	CHF	AUD	CHF	CHF	CHF	CHF
	1.05%	1.38%	1.74%	1.55%	1.47%	1.52%	1.47%	1.50%	1.41%	1.52%	1.59%	1.44%	1.45%	1.50%	1.57%
9	HKD	HKD	HKD	HKD	HKD	SEK	HKD	SEK	HKD	HKD	HKD	HKD	HKD	HKD	HKD
	1.02%	1.09%	1.28%	1.41%	1.23%	1.02%	1.10%	1.09%	1.16%	1.09%	1.19%	1.25%	1.15%	1.21%	1.26%
10	THB	THB	THB	THB	THB	HKD	THB	HKD	THB	THB	SEK	SEK	THB	SEK	THB
	0.97%	0.98%	0.98%	1.04%	0.99%	1.00%	1.05%	1.06%	1.04%	1.02%	1.00%	1.11%	1.05%	1.06%	1.02%

(注) USD: 米ドル、EUR: ユーロ、GBP: イギリスポンド、JPY: 日本円、CNY: 人民元、CAD: カナダドル、AUD: オーストラリア・ドル、CHF: スイスフラン、HKD: 香港ドル、THB: タイ・バーツ、SEK: スウェーデン・クローネ、SGD: シンガポール・ドル

(出所) SWIFTの公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆元高は一時的なものに

3日、6.95 台半ばで寄り付いたオンショア人民元(CNY)は、当日こそ小幅下落し、一旦安値となる 6.9628 まで軟化する場面がみられた。ただし、4日に当局が一部の国有企業に対し、保有する外貨を人民元転ずるよう命じる可能性があるとの報道が伝わると人民元は 6.93 台前半まで急騰。続く 5 日も 2 ヶ月ぶり高値となる 6.78 台前半まで急騰したオフショア人民元(CNH)や対主要通貨でのドル安の影響から、人民元が続伸し、1 ヶ月ぶり高値 6.8683 まで上げ幅を拡大した。もっとも、その後、6 日の執筆時点で 6.93 台まで急反発する荒い値動きとなっている。また、オフショア人民元(CNH)も 6.85 台まで反落している。一方、対円相場(CNYJPY)は、3 日に高値 17.02 を示現したが、ドル円でのドル安円高の影響を受け、週末には安値 16.69 まで下落している。

当局が人民元安抑制に乗り出したことで足元では CNY、CNH ともに大きく反発している。ただし、①外貨準備減少に伴う介入余力への不信感、②国内から国外への資本流出圧力の高まりなど、元安圧力は依然として根強いとみられ、人民元高の持続性は疑わしい。事実、12/7 に発表された中国の外貨準備高は、前月比▲691 億ドルと、約 5 年 8 ヶ月ぶり低水準を記録。介入余力の継続的な低下は、投機筋の「元売り」仕掛けを誘発し易い。今後も、外貨準備高の増減やその一部を占める中国による米国債保有額の増減などに留意が必要だろう。また、前述の観測報道の他、足元では資本規制を相次いで強化した。但し、SDR(IMF の特別引き出し権)構成通貨の一員となった中国にとって、資本規制緩和に逆行する規制強化は、IMF 加盟国による干渉や批判を招き易い。さらに、中国市場での取引が大半とされるビットコイン価格が約 3 年 1 ヶ月ぶりの高値を更新するなど、中国からの資本流出の受け皿として機能している可能性が高い。この為、為替介入や資本規制の強化を通じた人民元安抑制効果は、限られる公算が大きい。

目先は、7 日(土)に発表される 12 月末時点での外貨準備高や 9 日の物価統計、13 日の貿易収支など 12 月分の経済指標に注目が集まる。この内、特に外貨準備への注目度が高まろう。仮に、減少幅が拡大しているようであれば、介入余力への不信感が高まり、元安圧力が活発化する可能性もあるだろう。もっとも、当局の意向を受けてオフショア人民元(CNH)の金利が急騰している通り、投機筋の元売りはしばらく勢いを削がれる可能性もある。当面、根底での人民元安圧力と当局による人民元安抑制への意向とが交錯し、神経質な値動きをたどると考えられ、値幅は上下双方ともに広くみておく必要があるだろう。

尚、保護主義色を強めるトランプ次期米大統領の就任(1/20)が迫りつつある。同氏は、就任初日に中国を為替操作国に認定するよう財務長官に指示すると告知しており、その発言に注目が集まっていくだろう^(注)。実際、中国側が操作国認定を免れるため、就任式前の人民元安阻止に動いたとの指摘も一部で聞かれるほどである。仮に、これが事実であれば、逆に中国当局は来週も一段の人民元安抑制策を打ち出す可能性が高く、注意が必要だろう。

(注) Donald Trump's Contract with the American Voter

(1月6日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2016.12.26	6.9486	6.9469~ 6.9498	6.9490	-0.0004	5.9339	0.0146	0.89529	-0.0003	7.2618	0.0000	2.4700	3268.94	12.69
2016.12.27	6.9493	6.9483~ 6.9515	6.9498	0.0008	5.9288	-0.0051	0.89561	0.0003	7.2639	0.0021	2.2500	3261.47	-7.47
2016.12.28	6.9500	6.9500~ 6.9593	6.9549	0.0051	5.9144	-0.0144	0.89671	0.0011	7.2597	-0.0042	2.4000	3248.47	-13.00
2016.12.29	6.9547	6.9518~ 6.9566	6.9547	-0.0002	5.9683	0.0539	0.89652	-0.0002	7.2691	0.0094	2.7000	3242.15	-6.32
2016.12.30	6.9490	6.9420~ 6.9505	6.9495	-0.0052	5.9328	-0.0355	0.89639	-0.0001	7.3224	0.0533	2.6000	3249.35	7.20

BTMU CHINA WEEKLY (January 11th 2017)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2017.01.03	6.9540	6.9525~ 6.9620	6.9557	0.0062	5.9018	-0.0310	0.89683	0.0004	7.2435	-0.0789	2.6600	3283.83	34.48
2017.01.04	6.9565	6.9437~ 6.9565	6.9485	-0.0072	5.8988	-0.0030	0.89534	-0.0015	7.2535	0.0100	2.8000	3308.53	24.70
2017.01.05	6.9280	6.8683~ 6.9299	6.8817	-0.0668	5.9216	0.0228	0.88763	-0.0077	7.2395	-0.0140	2.3300	3314.53	6.00
2017.01.06	6.8789	6.8789~ 6.9399	6.9230	0.0413	5.9710	0.0494	0.89291	0.0053	7.3380	0.0985	1.9000	3302.74	-11.79

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

OEM 製品における商標権侵害

1、はじめに

OEM(相手先ブランドによる製品の製造を指します)は、国際加工貿易の主な方式の一つであり、先進国企業による製造コスト面での優位性がある新興国又は発展途上国企業へのその委託は、世界中のどこにおいても見ることができます。中国においても多くの企業が OEM 業務を行ってきました。もともと、海外からの委託を受けて OEM 業務を行う中国企業が、中国におけるブランドの商標権者から正式にライセンスを受けていないことがあり、この場合の商標権侵害性について中国においても議論が行われてきました。

この点について、中国の最高人民法院(以下「最高院」といいます)は、2015 年末に、それまでの沈黙を破り、ある案件¹(以下「P 商標案件」といいます)における民事判決との形式で、初めて OEM に伴うブランドの使用行為が権利侵害にはあたらない場合がある旨の判断を示しました。当該判断は、今後の類似案件の処理の方向性を示す重要なものといえますので、本稿では「P 商標案件」を中心に、中国の OEM 製品における商標権侵害についてご紹介します。

2、従前の裁判例

最高院による判断が下されるまでの裁判例としては以下のものがありました。

(1) 権利侵害性を肯定したもの(アメリカの A 社が浙江省嘉興市の X 社を訴えた案件²)

本件では、浙江省嘉興市の X 社が、スペインの B 社(甲ブランドのスペインにおける登録商標専用権者)からの委託を受け、甲ブランドのメンズスキージャケット(甲ブランドの商標を縫い付け、ぶら下げ、表示)を加工、製造した後、香港経由でスペインに輸出していたところ、A 社が自己の甲ブランドの中国における登録商標専用権侵害を理由に提訴しました。

当該案件において深圳市中級人民法院は、概要、以下のとおりの判断を下しました。

「商標権は地域特性を有しているところ、中国の人民法院が司法権を有する範囲内においては、アメリカの A 社が甲ブランドの登録商標専用権を取得しているため、X 社及びスペインの B 社は、アメリカの A 社からライセンスを受けていない状況において、いかなる方式によっても、その登録商標専用権を侵害してはならない。このため、X 社及びスペインの B 社がアメリカの A 社からのライセンスを受けずに、商業目的で、中国国内において甲ブランドを表示したスキージャケットの製造を委託し、かつ輸出したことは、アメリカの A 社の甲ブランドの登録商標専用権を侵害するものである。」

¹ (2014)民提字第38号

² (2001)深中法知産初字第55号

(2) 権利侵害性を否定したもの(江蘇省無錫市の Y 社が香港の C 社を訴えた案件³⁾)

本件では、江蘇省無錫市の Y 社が、韓国の D 社から乙ブランドを使用したジーンズの生産委託を受け、生産を行っていました(韓国の D 社は乙ブランドの韓国における商標の使用権を有していました)。そして、Y 社が、製造したジーンズを韓国向けに輸出しようとしたところ、中国の税関によって C 社の乙ブランドの中国における商標登録専用権の侵害の疑いがあるとして差し止められてしまいました。そこで、Y 社は、自社が C 社の乙ブランドの中国における商標登録専用権の侵害をしていないことの確認を求めて提訴しました。

当該案件において、上海市浦東新区人民法院は、概要、以下のとおりの判断を下しました。

「Y 社は、外国の会社からの委託を受けた上で女性用ジーンズにおいて、韓国で適法に登録されている商標を規範どおりに使用しており、D 社も相手先ブランド製造行為につき確認を行っている。このため、Y 社が加工するウェアにおける係争商標の使用は、商標権利者による適法な授権を備えており、相手先ブランド製造契約を履行するための行為である。その相手先ブランド製造による商品は中国国内において販売されておらず、また、市場において混同を招いておらず、C 社に対し影響及び損失をもたらしてもいないため、商標権の侵害を構成しない。」

また、上海市第一中級人民法院も上記の原判決を維持しました。

3、「P 商標案件」及び最高院の見解

上記2のとおり、OEM製品における商標権侵害の問題については、各案件、各人民法院によって結論が異なる状況となっていたところ、この問題に終止符を打つべく、最高院は「P 商標案件」において権利侵害性を否定する見解を示しました。

「P 商標案件」では、メキシコの E 社が P ブランドのメキシコにおける登録商標専用権者であり、F 社が P ブランドの中国における登録商標専用権者でした。そして、浙江省金華市の Z 社が、メキシコの E 社からの委託を受け、同社のために P ブランドが付された錠本体、鍵等の製品を製造していたところ、F 社が自己の中国における商標権侵害を理由に提訴しました。

本件について、原審である浙江省高級人民法院では、概要、以下のとおり権利侵害性を肯定する判断を下しました。

「商標法第 52 条第 1 号⁴⁾では、『商標登録者の許諾を得ずに、同一商品又は類似商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用した場合』、『登録商標専用権の侵害に該当する』と規定している。商標法实施条例第 3 条⁵⁾では、『商標法及び本条例にいう商標の使用とは、商標を商品、商品の包装若しくは容器及び

³⁾ (2010)浦民三(知)初字第146号

⁴⁾ 商標法は2013年に改正されている(2013年8月30日公布、2014年5月1日施行)ところ、当該条項は、2013年改正前の条項です。2013年改正の商標法では、関連条項は第57条に規定されています。

⁵⁾ 商標法实施条例についても2014年に改正されており(2014年4月29日公布、同年5月1日施行)、商標法实施条例からは当該「商標の使用」の条項は削除され、後述のとおり、2013年改正の商標法第48条に規定されることとなりました。

商品の取引文書に用い、又は商標を広告宣伝、展示及びその他の商業活動で用いることを含む』と規定している。Z社の相手先ブランド製造行為は商標使用行為に該当する。F社のPブランドの中国における登録商標は中国の法律による保護を受け、メキシコのE社がメキシコにおいて取得した商標権については中国の法律による保護を受けないため、Z社がF社からライセンスを取得せずに同種製品においてPブランド商標を使用した行為は、商標権の侵害を構成する。」

これに対して、最高院は、再審⁶判決において、浙江省高級人民法院の判決を取り消すとともに、概要、以下のとおりの判断を下しました。

まず、最高院は、2013年改正の商標法第48条で規定された「商標の使用」の定義⁷において「商品の出所の識別に用いる行為をいう」との追加がされていることを挙げた上で、もっともこれによって「商標法が、商標法の商標の使用について本質的な変化をさせたことは意味せず、商標の使用について更に明確にしたもの」に過ぎないとしています⁸。

その上で、最高院は、「商標は商品又はサービスの出所を区別するための標章であり、その基本的な機能は商標の識別性にある。Z社の使用行為は、中国国内で物理的に貼り付ける行為であるに過ぎず、メキシコのE社が商標専用権を保有するメキシコにおいてその商標を使用するために必要な技術的条件を提供するとしても、中国国内においては商品の出所を識別する機能を有していない。このため、Z社が委託加工製品に貼り付けたマークは、加工した商品の出所を区別する意味を有しておらず、当該商品の出所を識別する機能を実現することもできないため、その貼り付けたマークは商標の属性を有しておらず、製品にマークを貼り付ける行為についても商標法の意義における使用行為であると認定することはできない」とし、また、「商標の識別機能を破壊するか否かは、商標権の侵害を構成するか否かを判断する上での基礎となる。商標が識別作用を発揮することができず、商標法の意義における商標の使用ではない場合において、同一商品において同一商標を使用しているか否かを判断すること、又は同一の商品において類似商標を使用していると判断すること、又は類似商品において同一若しくは類似の商標を使用することが混同を招き易いか否かを判断することは、すべて実質的な意義を有しない」として、権利侵害性を否定する見解を示しました。

⁶ 中国は二審制を採用していますが、「新しい証拠があり、原判決、裁定を覆すに足りるとき」、「原判決、裁定の法律適用に明らかな誤りがあるとき」など、一定の事由がある場合には、二審の判決が下された後に、更に再審の申し立てをすることができます(民事訴訟法第199条、第200条)。

⁷ 2013年改正の商標法第48条は、「本法において商標の使用とは、商標を商品、商品包装もしくは容器及び商品の取引文書に用い、又は商標を広告宣伝、展示及びその他の商業活動で用い、商品の出所の識別に用いる行為をいう」としています。これに対して、改正前の2002年商標法实施条例第3条では、「商標法及び本条例にいう商標の使用とは、商標を商品、商品包装又は容器もしくは商品の取引文書に用い、又は商法を広告宣伝、展示及びその他の商業活動において用いることを含む」とされており、2013年改正の商標法第48条では、「商品の出所の識別に用いる行為をいう」が追加されたことがわかります。

⁸ なお、最高院は、本件に適用されるのはあくまでも改正前の2001年商標法であるとしつつ、但し、2013年改正の商標法第48条は、商標の使用の規定に関する改正前の2002年商標法实施条例第3条の規定(前述のとおり商標の使用に関する規定です)の理解において重要な参照意義を有するとしています。

4、おわりに

「P 商標案件」は、最高院が海外からの委託を受けた OEM 業務の商標権侵害性について明確な見解を初めて示したものであり、今後の司法実務に対して大きな影響を及ぼすことが予想されます。これにより、海外から委託を受けた OEM 業務における商標権侵害紛争に関する各地の判決は次第に統一されていくものと考えられます。

また、商標評審委員会及び税関等の行政機関による知的財産権に係る法執行にも影響を及ぼすものと思われるので、今後の実務動向に注意する必要があります。

以上

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 鄭 郁

～アンケート実施中～
(回答時間:10 秒。回答期限:2017 年 2 月 11 日)
<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>